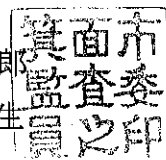


箕面市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した令和6年度定期監査（工事監査）の結果について、同条第9項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月4日

箕面市監査委員 瀧 洋二郎
同 武 智 秀 生



令和 6 年 度
(2024 年度)

定 期 監 査 報 告 書

(工 事 監 査)

箕面市監査委員

工 事 監 査

1 基準準拠等

この報告は、箕面市監査基準に準拠している。また、同基準に基づく箕面市監査計画のうち定期監査監査計画及び令和6年度年間監査計画に則って監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）及び行政監査（同条第2項）（箕面市監査基準第6条第2項の規定により併せて行う）。ただし、定期監査監査計画の監査の対象に記載する工事監査に限る。

3 監査の対象

- （仮称）箕面市立ワークセンター中部新築工事
- （仮称）箕面市立ワークセンター中部新築に伴う電気設備工事
- （仮称）箕面市立ワークセンター中部新築に伴う機械設備工事
- （仮称）箕面市立ワークセンター中部新築に伴う監理委託
- （仮称）箕面市立ワークセンター中部新築に伴う外構工事

4 監査の実施場所及び日程

- ・ 監査委員事務局室及び箕面市立いろはもみじ萱野建築現場
- ・ 令和6年12月20日から令和7年2月7日まで

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準ずる。

6 監査の主な実施内容

施行されている工事が適法にして合理的かつ効率的に行われているか否か、また、経済的に妥当なものであるか否かを主眼として実施した。

工事監査については、技術的見地に立脚して監査する必要があるため、工事技術調査を 協同組合 総合技術士連合 に委託して実施した。同組合所属の技術士に行わせた工事技術調査の結果については、3ページ以降に記載のとおりである。

監査に当たっては、工事の関係書類の提示を求め、各工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工・管理・監理（監督）・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施態様について関係者に質疑し、回答を求め、検分・吟味を行い、適法性、経済性、効率性、有効性、妥当性等を見極めることとした。

予備監査の結果を踏まえ、令和7年2月7日に説明と監査委員からの質疑応答

の機会を設け、所管する部局の長等から弁明、見解等を聴取した。

なお、契約金額、工事期間、工事内容、所見は、監査実施時点のものである。

7 監査の結果

工事関係書類については、契約の仕様書に一部不備があったものの契約の有効性に問題はなく、適切に整理されていた。

工事については、施工に当たって法令上の諸手続、地元協議等は問題なく行われており、概ね良好に施工されている。リスクアセスメントの実施については、法定の基準はクリアしているものの、更なるリスクの低減及び工事の安全確保のため、努力義務の項目についても積極的な推進を検討されたい。

現地視察については、施設を利用する重度障害者や関係者の安全性と快適性に配慮して設計されていることが見受けられるとともに、予備監査の指摘事項を踏まえて本監査までに改善が図られるなど、概ね良好である。本監査で立ち入ることを予定していなかったエリアにある柵の開口部分や、一般利用者の立入りが禁止され普段は作業員が立ち入らない屋上については、不用意に近づくと転倒、墜落等の危険性があるため、注意標識の掲示等、注意喚起の措置を検討されたい。

工事技術調査を行った技術士のアドバイス等を十分に活かし、事故のないよう留意し、工事を完成されたい。

8 監査執行者

監査委員 瀧 洋 二 郎

監査委員 武 智 秀 生

工 事 技 術 調 査 の 概 要

1. 工事担当課出席者

健康福祉部 部長、担当副部長、 障害福祉室 室長、グループ長
みどりまちづくり部 部長、副部長、 建築室 室長、室長補佐、担当者

2. 技術調査工事概要

1) 工事名

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築工事
(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う電気設備工事
(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う機械設備工事
(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う監理委託
(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う外構工事

2) 工事箇所 箕面市萱野4丁目1657番地内

3) 背景と工事概要

箕面市が進める福祉のまちづくりは、「すべての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが、当たり前社会である」、「障害の有無にかかわらず、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加、参画することへの支援を推進する」との理念のもとに進められている。

箕面市の障害者手帳所持者数は人口と共に増加し、生活介護の利用を希望する重度障害者は、2033年には最大342人と推計している。その場合、重度障害者のための生活介護の利用枠は、最大130人分不足すると予想されている。生活介護の不足110～130人分について、当施設の新築及び既存施設の再整備により、まずは90人分の整備をめざし、残り20～40人分の整備については、令和8年度にニーズ数を再検証した上で整備する計画としている。

工事の概要は以下のとおりである。

- ・敷地面積：約1400㎡
- ・延床面積：約1670㎡
- ・建物階層：3階建
- ・建物構造：鉄骨造



4) 工期

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築工事

令和6年 5月30日から 令和7年 3月31日まで

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う電気設備工事

令和6年 6月21日から 令和7年 3月31日まで

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う機械設備工事

令和6年 6月21日から 令和7年 3月31日まで

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う監理委託

令和6年 7月31日から 令和7年 3月31日まで

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う外構工事

令和6年 9月10日から 令和7年 3月31日まで

5) 設計者 株式会社 綜企画設計

6) 工事請負業者

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築工事

城下工務店 有限会社

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う電気設備工事

森本電気工事 株式会社

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う機械設備工事

柳生設備 株式会社

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う監理委託

株式会社 林設計事務所

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う外構工事
城下工務店 有限会社

7) 予定価格 (税込)

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築工事
600,266,700 円

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う電気設備工事
125,691,500 円

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う機械設備工事
148,127,100 円

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う監理委託
26,504,500 円

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う外構工事
49,671,600 円

8) 契約額 (税込)

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築工事
587,059,000 円 (落札率 97.8%)

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う電気設備工事
122,599,400 円 (落札率 97.5%)

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う機械設備工事
143,682,000 円 (落札率 97.0%)

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う監理委託
25,300,000 円 (落札率 95.5%)

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う外構工事
48,972,000 円 (落札率 98.6%)

9) 進捗状況 令和6年12月28日現在

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築工事
69%

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う電気設備工事
11%

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う機械設備工事
9%

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う監理委託
各工事による

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う外構工事
35%

3. 総括所見

予備監査において、工事監査資料及び関係書類を確認し、各項目の技術調査着目点について質疑応答を行った。質疑に関する回答(口頭及び資料による)は必要かつ十分

なものであった。技術調査の結果、工事全般に関する是正事項や瑕疵は認められず、問題ないものと判断する。

施工者が作成した施工計画書には最低限必要な事項が記載されている。しかし、現場の施工状況については、整理整頓が不十分で、安全標識がほとんどなく、基本的な安全意識が欠けているようであり、改善していただきたい。

なお、評価に使用する用語の定義は下記のとおりとする。

- 【適正】：適切であり、問題がないもの。
- 【留意・検討】：今後に向けて留意・検討すべきもの。
- 【改善】：早急に改善措置を求めるもの。
- 【参考意見】：参考として述べるもの。

4. 調査結果

1) 事前調査・設計・積算・入札契約について

① 事前調査について

本工事を発注するに際し、次の事項を調査している。【適正】

- ・土質調査（ボーリング：3 か所）
- ・交通量調査（1 か所）
- ・近隣自治会、周辺住民、小学校へ、事業実施及び工事施工についての資料提供、説明を実施
- ・当事者団体等との意見交換（障害特性に応じた設備や運営方針に対するご意見等）

② 設計について

本工事を設計するに際し、次の点に配慮している。【適正】

- ・重度障害者が対象の施設のため、要求水準書を基本に、事業担当室（障害福祉室）、建築室及び設計者で確認しながら設計を進めた。
- ・近隣営農者に配慮（日照や照明等）し、建物配置を北東へ寄せ、最上階（3階）の床面積を可能な限り削減し、隣接部分への植樹を検討した。
- ・車椅子で旋回できる多目的トイレやストレッチャーで入れるエレベーター、落ち着いた気分で過ごすための個室やスヌーズレンルームの設置など、可能な限り障害特性に応じた対応を検討した。
- ・通学路であるため、敷地への車両出入りを南側から東側へ抜ける配置とした。

設計に用いた基準・仕様書等を以下に列举する。

【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版 公共建築協会編集 2022年】

【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版 公共建築協会編集 2022年】

【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版 公共建築協会編集 2022年】

【国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修建築工事標準詳細図令和4年版

公共建築協会編集 2022 年】

【国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修公共建築設備工事標準図
(電気設備工事編) 令和 4 年版 公共建築協会編集 2022 年】

【国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修公共建築設備工事標準図
(機械設備工事編) 令和 4 年版 公共建築協会編集 2022 年】

【国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修建築設備設計基準令和 3 年版
公共建築協会編集 2021 年】

③ 積算について

本工事を積算するに際し、次の点に配慮している。【適正】

- ・業務の主要な段階毎（基本設計完了時 30%+概算積算書、実施設計 60%、完了時 90%）に、受託者が社内にて照査を行い、反映内容は打合せを通して発注者に報告した。

積算に用いた基準・仕様書等を以下に列举する。

【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事積算基準令和 5 年版
建築コスト管理システム研究所 2023 年】

【建築数量積算基準・同解説令和 5 年版 建築コスト管理システム研究所／
日本建築積算協会編集 2023 年】

【箕面市営繕工事積算指針 令和 6 年度 箕面市 2024 年（非公表）】

④ 入札について

入札方式等は、以下の通り。【適正】

[入札方式について]

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築工事：指名競争入札

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う電気設備工事：指名競争入札

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う機械設備工事：指名競争入札

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う監理委託：制限付一般競争入札

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う外構工事：指名競争入札

[予定価格の事前公表について]

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築工事：事前公表

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う電気設備工事：事前公表

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う機械設備工事：事前公表

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う監理委託：事後公表

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う外構工事：事前公表

[最低価格制限の有無、最低価格制限ありの場合、事前公表について]

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築工事：最低制限価格あり、事前公表

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う電気設備工事：最低制限価格あり、
事前公表

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う機械設備工事：最低制限価格あり、
事前公表

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う監理委託：最低制限価格なし

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築に伴う外構工事：最低制限価格あり、事前公表

2) 工事の施工について

工事施工に用いた基準・仕様書等を以下に列举する。

【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事監理指針（上下巻）令和4年版
公共建築協会編集 2022年】

【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事監理指針令和4年版
公共建築協会編集 2022年】

【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修機械設備工事監理指針令和4年版
公共建築協会編集 2022年】

【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編令和5年版 公共建築協会編集 2023年】

【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編令和5年版 公共建築協会編集 2023年】

【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編令和5年版 公共建築協会編集 2023年】

【公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）令和5年版 公共建築協会編集 2023年】

【公共建築工事標準仕様書に基づく電気設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）令和5年版 公共建築協会編集 2023年】

【公共建築工事標準仕様書に基づく機械設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）令和5年版 公共建築協会編集 2023年】

①施工者の書類の確認

施工計画書、施工体制台帳、施工体系図、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、工事進捗状況確認書、承諾願、新規入場者教育資料、施工写真などの書類を確認した。本工事施工に必要な書類が整備されている。

なお、施工計画書にページが記載されていないので、改善の余地がある。

【改善】

②工程管理について

4つの工事、1つの監理業務があり、進捗率がそれぞれ異なっている。工事進捗状況確認書や予備監査の質疑によると、概ね予定通り進捗していると判断する。【適正】

③品質管理について

施工写真から次の事を確認した。生コンクリートの受け入れ時の試験が行われ、スランプ・空気量・コンクリート温度・外気温・フロー値が測定され、記録されている。【適正】

④出来形管理について

施工写真から次の事を確認した。みどりまちづくり部建築室担当者の立会いのもと、基礎杭の設置高さ・杭建込み鉛直度が確認されている。【適正】

⑤安全管理について

【施工計画書等の書類】

- ・リスクアセスメントを含んだ作業手順書の作成状況を確認した。唯一、基礎杭工事で作成されていたが、その他の工事では確認できなかった。現在のところ、リスクアセスメントは努力義務とされているが、工事の安全性を高めるため、今後の工事で整備するように施工者の指導をお願いしたい。KY活動と混同されることが多いが、KY活動は作業者が行う自主的活動のことで、似ている所があるが異なるものである。KY活動とリスクアセスメントは、相互に補完する安全活動と考えていただきたい。リスクアセスメントとKY活動の違いを左の表に示す。また、本報告書の

**リスクアセスメントとKY活動は、
下表のような違いがある。**

	リスクアセスメント	KY活動
	事業者責任	職場の自主活動
いつ	・ 工事の開始時 ・ 新しい工種開始時 ・ 工法を変更する時	・ 毎日
誰が	・ 作業者、監督者、 管理者および専門知識を 有する者	・ 作業者、監督者、
何を	・ おもに設備面の対策	・ おもに行動面の対策

*それぞれの活動を相互に補完するものと考えべきである。

リスクアセスメント担当者の実務:中央労働災害防止協会

とが多いが、KY活動は作業者が行う自主的活動のことで、似ている所があるが異なるものである。KY活動とリスクアセスメントは、相互に補完する安全活動と考えていただきたい。リスクアセスメントとKY活動の違いを左の表に示す。また、本報告書の

末尾にリスクアセスメントを含んだ作業手順書例（足場組立作業）を添付する。（参照：添付資料）【留意・検討】

- ・化学物質のリスクアセスメントの実施状況を確認した。4種の塗料の安全データシートが作成されていることを確認した。なお、安全データシートを保存するだけでなく、各物質を取り扱う作業員に物質の危険性や適切な保護具の着用を指導教育することが重要である。留意していただきたい。

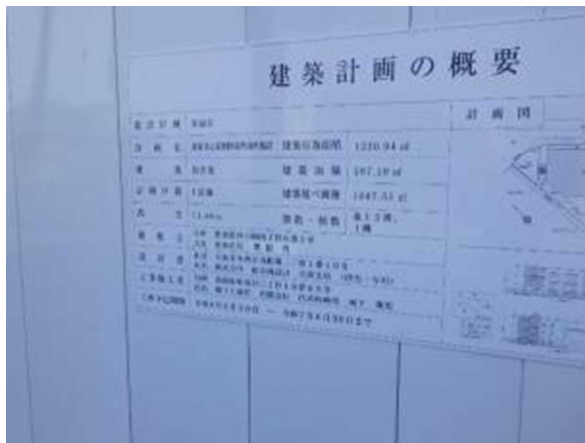
【適正】

【現場施工状況】



工事看板：建築基準法による確認済・労災保険関係成立票・建退共通適用工事票・建設業許可票などが、掲示されている。

〔予備監査〕 【適正】



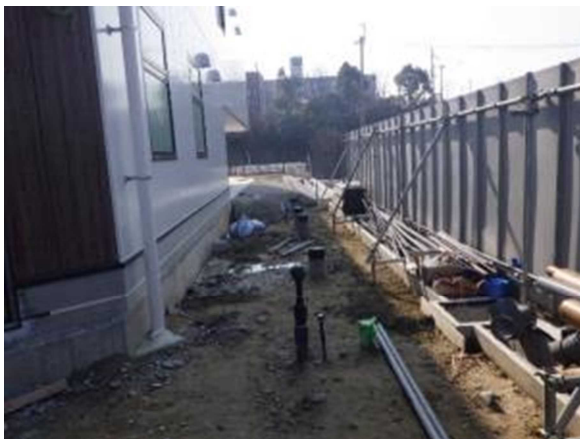
建設計画の概要が掲示されている。

〔予備監査〕 【適正】



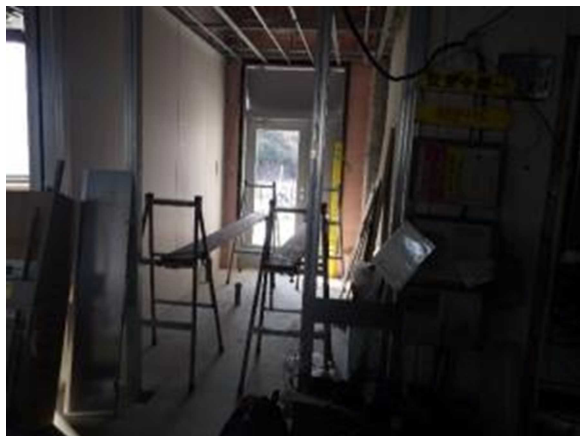
出入口の足場板: 通路としては幅 80 cm 必要、端部が固定されていない。

〔予備監査〕 【改善】



資材が整理整頓されていない。(仮囲控材付近) / 本設の突起物で踏く恐れがある。(赤いテープなどで視認性を改善)

〔予備監査〕 【改善】



脚立足場: 1 枚の足場板が 2 点で支持され、両端は固定されている。2 点支持の場合は足場板を 2 枚重ねとすることが必要である。(通常は、足場板 1 枚を 3 点支持)

〔予備監査〕 【改善】



通路表面に複数の配線が乱雑に這わせてあり、躓き転倒のおそれがある。

〔予備監査〕 【改善】



通路の配線が、高い位置にまとめられているが、一部垂れ下がり、邪魔になっている。

〔本監査〕 【改善】



柵の開口が養生されていない。転落・転倒のおそれがある。

〔本監査〕 【改善】



屋上作業：端部のパラペットが低く、墜落のおそれがある。

注意標識を貼る等の処置が最低限必要。

〔予備監査・本監査〕 【改善】

⑥環境対策について



低騒音型・排ガス基準適合車のステッカーが車両系建設機械に貼られている。
[本監査]【適正】

以上

添付資料

リスクアセスメントを取り入れた作業手順書の例

作業区分	No.	作業手順	作業者	作業の急所	予想される災害	発生する可能性及び被害の重大度			災害に対する安全対策	対策後の被害に及ぼす可能性及び被害の重大度			責任者
						可能性	重大度	合計		可能性	重大度	合計	
準備作業	1	使用用具、工具類を点検する	作業主任者	・チェックリストを使用して									
	2	立ち入り禁止区域を設定する	作業主任者	・見やすい位置に表示をして									
	3	足場の始業前点検をする	作業主任者	・チェックリストを使用して									
	1	縦鋼支柱を取り付ける	A	・墜落制止用器具を建わくにかけて ・下の段から ・10m以下の間隔で ・建わく取り付け金具により、躯体側で	縦鋼支柱を取り付けようと持ち上げたとき、手を滑らせ縦鋼支柱を落とし、下の作業者に当たる。	2	2	Ⅲ	落下防止用ロープを付け、建わくヨコ梁材につなぐ。	1	2	Ⅱ	作業者
	2	水平縦鋼を設置する	A	下の段から 緊張器具等で0.2kN～0.3kNの張力で作業床から90cm以上の高さで	縦鋼を緊張しようとして強く引いたとき、手が滑ってバランスを崩し墜落する。	2	3	Ⅳ	墜落制止用器具を建わくヨコ材に掛け、Ⅱを落としてロープを引く。	1	2	Ⅱ	作業者
	3	建わくを組み立てる	A	・縦鋼、墜落制止用器具を使用して ・外側から、両面とも ・ジョイントに左右同時に挿入して	建わくを持って足場上を歩行中、作業スポンの裾が引っ掛かりバランスを崩し転倒する。	2	3	Ⅳ	作業前点検時に上着の袖口・スポンの裾が絞られているか確認する。	1	2	Ⅱ	作業主任者
	4	交さ筋かいを取り付ける	A	・縦鋼、墜落制止用器具を使用して ・身体のパランスを保ち ・両端のピンロックを確認して	上を向いて作業しているときおいてある材料につまずいて転倒する。	3	3	Ⅴ	交さ筋かいは、建わくと建わくに渡して置き、床付き布枠(作業床)の上に置かない。	2	2	Ⅲ	作業主任者
	5	床付き布わくを取り付ける	A	・縦鋼、墜落制止用器具を使用して ・横み金具、外れ止めをロックをさせて ・布わくの隙間は3cm以下で ・建わくとのすき間は12cm以下で	つかみ金具のロック爪がスムーズに動かず引張り、床隙間に足を入れバランスを崩し墜落する。	1	2	Ⅱ					
	6	上さん、下さん、幅木を取り付ける	A	・縦鋼、墜落制止用器具を使用して ・二層目への移動は昇降設備を使用して ・互いに声掛けして	墜落制止用器具を掛け換えるときにバランスを崩し墜落する	1	3	Ⅲ	二丁掛の墜落制止用器具を使用し、必ず一方は縦鋼にかかっている状態にする。	1	1	Ⅰ	職長
	7	妻側の手すり、中さん、幅木を取り付ける	A	・縦鋼、墜落制止用器具を使用して ・互いに声掛けして									
8	階段枠を取り付ける	A	・縦鋼、墜落制止用器具を使用して ・互いに声掛けして										
9	壁つなぎ、間間養生を取り付ける	A	・躯体に直角に ・縦鋼、墜落制止用器具を使用して	防網を結束しようとして身を乗り出し作業中、床がずれて足を踏み外し交さ筋かいの下から墜落する。	2	2	Ⅲ	防網は一段目から足場の組立てと平行して組立てる					
10	縦鋼を盛り替える	A	・建わくに墜落制止用器具をかけて ・「1」と同様に										
後片付け作業	1	余剰無事の後片付けをする	A	・小物は袋等にまとめて ・ロープ等で固定して									
	2	使用用具、工具類を片付ける	A	・工具置き場へ									